

学 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本学は、鹿児島県の進取開明の伝統を継承しつつ、東西文化の融合を趣旨とする建学の精神に則り、社会科学及び人文科学に重きを置く学術的知識・技能の教育研究を推進し、国際社会及び地域社会の発展に寄与しうる人材を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

(名称及び所在地)

第 3 条 本学は、鹿児島国際大学と称し、鹿児島市坂之上 8 丁目 34 番 1 号に設置する。

第 2 章 組織及び教育課程

(学部・学科の設置)

第 4 条 本学に次の学部及び学科を置く。

学 部	学 科
経 済 学 部	経 済 学 科
	経 営 学 科
福 祉 社 会 学 部	社 会 福 祉 学 科
	児 童 学 科
国 際 文 化 学 部	国 際 文 化 学 科
	音 楽 学 科

(教育研究上の目的の公表等)

第 4 条の 2 本学は、学部及び学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則に定め、それを公表するものとする。

2 学部・学科における人材の養成及びその他の教育研究上の目的は以下のとおりである。

(1) **経済学部**は、経済及び経営に関する専門的な教育研究を行い、理論だけでなく実践的な知識と技能を備え、国際社会及び地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。

ア **経済学科**は、経済に関する専門的な教育研究を行い、経済情勢の分析能力と総合的な判断力を備え、国際化・情報化が進む現代社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。

イ **経営学科**は、経営や地域創生に関する専門的な教育研究を行い、企業経営及び地域再生・活性化に必要な知識、技能、意思決定力、さらに現場での実践力を備えた地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。

(2) **福祉社会学部**は、福祉社会に関する専門的知識を教授し、総合的な人間関係を基に、社会・福祉・教育の分野の理解と分析を身につけて、時代が求める「福祉社会」実現のために、参画する広い視野を持った人材を養成することを目的とする。

ア **社会福祉学科**は、福祉に関する専門的知識を教授し、福祉・医療・介護・教育分野の社会福祉全般にわたる幅広い専門知識と技術を学び、福祉社会を実践的に支える人材を養成することを目的とする。

イ **児童学科**は、子どもに関する専門的知識を教授し、子どもたちの未来を創造していける豊かな感性と深い知識をもつ、子どもをめぐる諸問題に積極的に関わる人材を養成することを目的とする。

(3) **国際文化学部**は、人間考察に関する専門的知識を教授し、国際交流に必要な豊かなコミュニケーション能力と異文化に対する理解を深め、グローバルな視点にたった相互理解を図る真の国際人を養成することを目的とする。

ア **国際文化学科**は、異文化理解とコミュニケーション能力を体系的・融合的に身につけ、国際的キャリア形成についての明確なビジョンと人類の福祉に貢献できる資質とを備えた人材を養成することを目的とする。

イ 音楽学科は、音楽に関する専門的知識を教授し、高度な技術と幅広い知識並びに豊かな創造性を有する芸術文化を通して社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

(大学院の設置)

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第6条 削除

(授業科目)

第7条 授業科目は、共通教育科目、専門教育科目、教職に関する科目、特別支援教育に関する科目、司書に関する科目、司書教諭に関する科目、社会福祉士に関する科目、精神保健福祉士に関する科目、介護福祉士に関する科目、保育士に関する科目、学芸員に関する科目、日本語教員に関する科目、日本語特別プログラム、国際ビジネスとグローバル英語プログラムに関する科目に分ける。

(教育課程・単位数)

第8条 教育課程と単位数は、別表第1から第28のとおりとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第8条の2 本学は、授業及びその他の教育指導等の内容並びに方法の改善を図るため組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(収容定員)

第9条 各学部・学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
経 済 学 部	経 済 学 科	200名	800名
	経 営 学 科	180名	720名
福 祉 社 会 学 部	社 会 福 祉 学 科	100名	400名
	児 童 学 科	120名	480名
国 際 文 化 学 部	国 際 文 化 学 科	140名	560名
	音 楽 学 科	35名	140名

第3章 履修方法及び単位の計算方法

(単 位 数)

第10条 本学学生は、次に定める単位数を修得しなければならない。

(1) 経済学部

①共通教育科目

共通教育科目は、経済学科は36単位以上、経営学科は36単位以上を修得しなければならない。

②専門教育科目

専門教育科目は、経済学科は88単位以上、経営学科は88単位以上を修得しなければならない。

(2) 福祉社会学部

①共通教育科目

共通教育科目は、社会福祉学科は22単位以上、児童学科は22単位以上を修得しなければならない。

②専門教育科目

専門教育科目は、社会福祉学科は102単位以上、児童学科は102単位以上を修得しなければならない。

(3) 国際文化学部

①共通教育科目

共通教育科目は、国際文化学科は26単位以上、音楽学科は26単位以上を修得しなければならない。

②専門教育科目

専門教育科目は、国際文化学科は86単位以上、音楽学科は98単位以上を修得しなければならない。

③フリーゾーン科目

フリーゾーン科目は、国際文化学科は12単位以上を修得しなければならない。

(4) 教職に関する科目

教員免許状を取得しようとする者は、前各号の規定のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位数を修得しなければならない。

(5) 特別支援教育に関する科目

特別支援学校教員免許状を取得しようとする者は、前各号の規定のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位数を修得しなければならない。

(6) 本学の各学部学科で取得できる免許状の種類及び教科は、次のとおりである。

学 部	学 科	免 許 状 の 種 類	
		免 許 状	免許教科
経 済 学 部	経 済 学 科	中 学 校 教 諭一種免許状	社 会
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	地 理 歴 史
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	公 民
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	商 業
	経 営 学 科	中 学 校 教 諭一種免許状	社 会
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	地 理 歴 史
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	公 民
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	情 報
福 祉 社 会 学 部	社 会 福 祉 学 科	中 学 校 教 諭一種免許状	社 会
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	公 民
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	福 祉
		特別支援学校教諭一種免許状	—
	児 童 学 科	幼 稚 園 教 諭一種免許状	—
		小 学 校 教 諭一種免許状	—
国 際 文 化 学 部	国 際 文 化 学 科	中 学 校 教 諭一種免許状	国 語
		中 学 校 教 諭一種免許状	英 語
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	国 語
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	英 語
	音 楽 学 科	中 学 校 教 諭一種免許状	音 楽
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	音 楽

(7) 司書に関する科目

司書の資格を取得しようとする者は、図書館法及び同法施行規則に定める単位数を修得しなければならない。

(8) 司書教諭に関する科目

司書教諭の資格を取得しようとする者は、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に定めるところにより単位を修得しなければならない。

(9) 社会福祉士に関する科目

社会福祉士の受験資格を取得しようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法に定める単位数を修得しなければならない。

(10) 精神保健福祉士に関する科目

精神保健福祉士の受験資格を取得しようとする者は、精神保健福祉士法に定める単位数を修得しなければならない。

(11) 介護福祉士に関する科目

介護福祉士国家試験受験資格を取得しようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法並びに社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める科目及び単位数を修得しなければならない。

なお、介護福祉士養成に関する履修については別に定める。

(12) 保育士に関する科目

保育士の資格を取得しようとする者は、別に定める規程にしたがって児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定める単位数を修得しなければならない。

(13) 学芸員に関する科目

学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法及び関係法令の定めによるほか、別に定める規程に

したがって、その単位を修得しなければならない。

(14) 日本語教員に関する科目

日本語教員の認定を受けようとする者は、認定に必要な単位数を修得しなければならない。

(15) 日本語特別プログラムに関する科目

日本語特別プログラム修了の認定を受けようとする者は、認定に必要な単位数を修得しなければならない。

(16) 国際ビジネスとグローバル英語プログラムに関する科目

国際ビジネスとグローバル英語プログラム修了の認定を受けようとする者は、認定に必要な単位数を修得しなければならない。

(授業科目及び単位数)

第11条 前条に定める各授業科目及びその単位数は、別表第1から第28のとおりとする。

(履修規程)

第11条の2 履修方法に関する規程は、別に定める。

(単位数の算定基準)

第12条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

また、芸術等の分野における個人指導による実技等については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業演奏、卒業作品等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第4章 入学・編入学・在学・留学・休学・復学・退学・除籍・ 再入学・転学・転学部・転学科及び修業年限

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、外国人留学生・帰国子女の入学及び第26条に定める再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第14条 本学の第1年次に入学できる者は、次の各号に該当する者に限る。

(1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ）を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

ア 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

ウ 文部科学大臣の指定した者

エ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規程による廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

オ その他本学において相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

(入学試験)

第15条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験に関しては、別に定める。

(入学許可)

第16条 本学の入学試験に合格し、所定の期日までに入学金、授業料その他の納入金を納め、必要書類を提出した者に対しては、入学を許可する。

2 既納の納入金は、返還しない。

(編入学)

第17条 大学を卒業もしくは中途退学した者、他の大学に在学している者、短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者、または専修学校専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者で、本学の途中年次への入学（以下「編入学」という。）を希望する者（外国人留学生を含む）があるときは、選考の上、2年次または3年次への編入学を許可することがある。ただし、本学を卒業もしくは中途退学した者が以前所属した同一学科への編入学はできないものとする。

2 本学の2年次に編入学できる者は、大学、短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者、大学に1年以上在学し31単位以上修得した者、または専修学校専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者とする。

3 本学の3年次に編入学できる者は、大学、短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者、大学に2年以上在学し62単位以上修得した者、または専修学校専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者とする。

4 第28条の規定にかかわらず、編入学を許可された者の修業年限は2年次に編入学した場合は3年、3年次に編入学した場合は2年とし、在学年限は2年次に編入学した場合は6年、3年次に編入学した場合は4年を超えることができないものとする。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第18条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

3 本条により、本学において修得したものとみなす単位の認定についての必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（本学または他の大学もしくは短期大学において科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとし、また、第18条第1項及び第2項ならびに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 本条により、本学において修得したものとみなす単位の認定及び編入学者の既修得単位の認定について必要な事項は、別に定める。

第21条 学生は、入学（再入学、編入学を含む。）に関する手続きを終えた後、学生証の交付を受けなければならない。

2 学生証の取扱いについては、別に定める。

第22条 本学学生が、外国の大学への留学を願い出たときは、所属学部教授会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1年を限度として、本学の修業年限に算入することができる。

3 留学に関する規程は、別に定める。

(休学及び復学)

第23条 学生は、疾病その他の理由により3ヵ月以上修学できない場合は、医師の診断書またはその理由を記した書類を添付して、保証人連署の上、学長に届け出て、その許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、在学年限に通算しない。

3 休学期間は、1ヵ年以内とする。ただし、特に学長の許可を得て1ヵ年以内に限り延長することができる。また、休学期間は、通算して4年を超えることができない。ただし、第17条に規定する編入学の学生の休学期間は、2年次に編入学した場合は通算して3年、3年次に編入学した場合は通算して2年を超えることができない。

4 休学者は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第24条 学生は、退学しようとするときには、その理由を付した退学願を保証人連署の上、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第25条 本学学生で、次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 授業料等を滞納し、督促してもなお納付しない者

(2) 第17条第4項及び第28条に定める在学年限を超えた者

(3) 第23条第3項に定める休学期間を超えてなお復学できない者

(4) 死亡した者

2 前項第1号に該当して除籍された者が復籍を希望するときは、除籍された日から3週間以内に限りこれを許可することがある。

3 除籍及び復籍に関する規程は、別に定める。

(再入学)

第26条 本学を正当な理由で退学した後、再入学を希望する者があるときは、選考の上、許可することがある。

2 前条第1項第1号に該当して除籍された日から1ヵ月を超えた後、再入学を希望する者があるときも、前項と同様とする。

3 再入学に関する規程は、別に定める。

(転学部・転学科)

第27条 本学学生が、転学部・転学科を願い出たときは、関係学部の教授会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

2 転学部・転学科に関する規程は、別に定める。

(修業年限)

第28条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、やむを得ない場合でも在学年限は8年を超えることはできない。

第5章 科目等履修生・聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第29条 本学の学生以外の者もしくは本学大学院在学者で、1または複数の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

第30条 本学の学生以外の者もしくは本学大学院在学者で、1または複数の授業科目について聴講を希望する者があるときは、選考の上、聴講生としてこれを許可することがある。

2 聴講生に関する規程は、別に定める。

(学則の準用)

第31条 科目等履修生及び聴講生には、本学学則を準用する。

(外国人留学生)

第32条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、特別な選考の上、外国人留学生としてこれを許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第6章 試験、単位の授与、進級及び卒業要件

(成績評価基準等の明示等)

第33条 本学は、学生に対して、授業及びその他の教育指導の方法及び内容並びに1年間の授業及びその他の教育指導の計画を予め明示するものとする。

2 本学部・学科は、学修の成果及び試験に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準を予め明示するとともに当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(各授業科目の試験及び成績評価)

第33条の2 各授業科目の成績評価は、原則として毎学期試験等によりこれを行う。

2 成績評価は、試験結果、出席状況及び平常の学習状況等に基づき、科目担当者がこれを行う。

3 試験は、研究報告、論文、実験、実習、実技の審査、その他の適切な評価手段をもってこれに代えることができる。

4 成績の評価は、原則として100点法をもって表し、60点以上を合格とする。

5 前項の成績評価による学習の成果を総合的に判断する指標として、GPA (Grade Point Average) を用いる。なお、GPAによる総合的な成績評価は、前項に定める100点法に基づいて不合格の授業科目を含めて行い、学期GPA、年度GPA、通算GPAを別に定める式で算出する。

6 授業料・教育充実費を納めない者は、試験を受けることができない。

7 試験及び成績評価に関する細則は、別に定める。

(単位の授与)

第34条 各授業科目を履修し、試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

(進級)

第34条の2 進級に必要な要件に関する規定は、履修規程に定める。

(卒業要件及び時期)

第35条 本学に4年以上在学し、卒業に必要な授業科目及び単位数を修得した者には卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 卒業の時期は、学期または学年の終わりとする。

第7章 学 位

(学位の授与)

第36条 前条の規定により卒業を認定された者には、次の区分に従って学士の学位を授与する。

学 部	学 科	学 位
経 済 学 部	経 済 学 科	学士 (経 済 学)
	経 営 学 科	学士 (経 営 学)
福 祉 社 会 学 部	社 会 福 祉 学 科	学士 (社会福祉学)
	児 童 学 科	学士 (児 童 学)
国 際 文 化 学 部	国 際 文 化 学 科	学士 (国際文化学)
	音 楽 学 科	学士 (音 楽)

- 2 前項の学位記の様式は別に定め、卒業証書を兼ねるものとする。

第8章 授業料その他納付金

(授業料及び教育充実費)

第37条 学生は、本学所定の授業料及び教育充実費を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、休学中の者の授業料及び教育充実費は免除する。

- 2 既納の授業料及び教育充実費は、返還しない。
- 3 授業料及び教育充実費の額ならびに納入期日については、別に定める。

(その他の納入金)

第38条 学生は、授業料及び教育充実費以外に実験・実習費ならびに履修費等の納入金を納めなければならない。

- 2 前項の納入金及び納入期日については、その都度定める。

第9章 賞 罰

(特待生)

第39条 人物・徳操、学業、健康ともに優秀な学生は、これを特待生としてその当該年度の授業料を免除することがある。

- 2 特待生に関する規程は、別に定める。

(特別奨学生)

第40条 成績優秀で経済的に就学困難な学生または体育・学術文化活動及び社会的活動において優秀な業績を修めた学生は、これを特別奨学生として当該年度の授業料の一部を免除することがある。

- 2 特別奨学生に関する規程は、別に定める。

(懲戒)

第41条 本学学則、諸規程または指示に違反し、あるいは学生としての本分にもとる行為をした者に対しては、学長はその情状により次の懲戒を加える。

- 2 懲戒は譴責、謹慎、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業不振で修学の見込みがないと認められる者
 - (3) 本学の秩序を乱す者
- 4 3ヵ月以上の停学の期間は、第28条に定める修業年限には算入せず、在学年限にも算入しない。
- 5 懲戒の手続に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 職員組織

(学長及び学長補佐・副学長)

第42条 本学に学長を置く。

- 2 本学に学長補佐及び副学長を置くことができる。
- 3 副学長は、学長を助け、学長から指示を受けた範囲の校務について、自らの権限で処理することができる。

(学部長)

第43条 本学の各学部には学部長を置く。

(教授、准教授、講師、助教及び助手)

第44条 本学に教授、准教授、講師及び助教を置く。

- 2 必要に応じて本学に助手を置くことができる。

(事務職員及びその他の職員)

第45条 本学に事務職員及びその他の職員を置く。

第11章 教 授 会

(構成及び招集)

第46条 本学の各学部教授会を置く。

- 2 教授会は各学部教授会に所属する専任の教授をもって構成し、学部長が招集し、議長となる。
- 3 学部教授会には、各学部教授会に所属する専任の准教授、講師及び助教を加えることができる。

(審議事項)

第47条 教授会は、当該学部に関する次に掲げる事項を審議し、第1号から第3号の事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要な事項
 - (4) 学長、学部長等がつかさどる教育研究に関する事項で、学長、学部長等の求めに応じ、意見を述べる
ことができる事項
 - (5) 学長、学部長等がつかさどる教育研究に関する事項で、学長、学部長等の求めがない場合でも意見を
述べる
ことができる事項
- 2 前項第3号及び第4号の学長が意見を求める事項は別に定める。
 - 3 教授会は、理事会の業務に関する事項には関与しない。
 - 4 教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 大 学 評 議 会

(構成及び招集)

第48条 本学における全学的に重要な事項を審議するため大学評議会（以下「評議会」という。）を置く。

- 2 評議会は次の各号に掲げる大学評議員をもって構成し、学長が招集し、議長となる。
 - (1) 学長
 - (2) 学長補佐
 - (3) 副学長
 - (4) 大学院各研究科長
 - (5) 各学部長
 - (6) 大学院各研究科から選出された者1名
 - (7) 各学部から選出された者1名
 - (8) 図書館長
 - (9) 地域総合研究所長
 - (10) 学生総合支援センター長
 - (11) 産学官地域連携センター長
 - (12) 教務部長
 - (13) 学生部長
 - (14) 研究教育開発センター長
 - (15) 情報処理センター所長
 - (16) 事務局長

(審議事項)

第49条 評議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教学の基本方針に関する事項
 - (2) 学部その他の機関の連絡調整に関する事項
 - (3) その他教学に関する重要な事項及び学長の諮問する事項
- 2 評議会は、理事会の業務に関する事項には関与しない。
 - 3 評議会に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 附 属 図 書 館

(附属図書館)

第50条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

第14章 附置地域総合研究所

(附置地域総合研究所)

第51条 本学に附置地域総合研究所を置く。

2 附置地域総合研究所に関する規程は、別に定める。

第15章 情報処理センター

(情報処理センター)

第52条 本学に情報処理センターを置く。

2 情報処理センターに関する規程は、別に定める。

第16章 削 除

第53条 削除

第17章 削 除

第54条 削除

第18章 女 子 学 生 寮

(女子学生寮)

第55条 本学に女子学生寮を設置する。

2 女子学生寮に関する規程は、別に定める。

第19章 学 年 度 ・ 学 期 ・ 休 業 日

(学 年 度)

第56条 学年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第57条 学年度を分けて次の2期とする。

前期 4月1日に始まり、9月30日に終る

後期 10月1日に始まり、翌年3月31日に終る

(休 業 日)

第58条 学年中の休業日を次のように定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで

(4) 冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで

(5) 春季休業日 3月15日から3月31日まで

2 必要ある場合は、前項の休業日を変更することがある。

3 休業日であっても授業を行うことがある。

第20章 学 則 の 改 廃

(学則の改廃)

第59条 学長は、学則の改廃を行うときは、大学評議会の審議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 本学則（昭和35年 1月20日制定）は、昭和35年 4月 1日から施行する。
- 2 本学則は、平成13年 4月 1日から施行する。ただし、学則第 3 条を除き、現在在学する者については、従前の学則による。
- 3 本学則は、平成13年 4月 1日から施行する。ただし、第29条、第30条の規定については、本学大学院在学者に限り、平成11年10月 1日から施行する。
- 4 本学則は、平成13年 4月 1日から施行する。ただし、経済学部・社会学部の「臨時的定員に関する平成12年度以降の取り扱いについて」の制度を利用した、平成16年度までの期間延長を、平成13年 4月 1日で廃止する。
- 5 鹿児島国際大学教授会通則は、廃止する。
〔昭和36年 4月 1日改正学則から平成12年 4月 1日改正学則までの附則は省略する。〕
- 6 本学則は、平成14年 4月 1日から施行する。ただし、学則第 3 条を除き、現在在学する者については、従前の学則による。
- 7 本学則は、平成15年 4月 1日から施行する。ただし、学則第 3 条を除き、現在在学する者については、従前の学則による。

附 則

本学則は、平成16年 4月 1日から施行する。ただし、学則第 3 条を除き、現在在学する者については、従前の学則による。さらに、学則第11条については、本学経済学部で平成10年度以前に入学した学生及び本学国際文化学部で平成12年度入学した学生に限り、従前の学則による。

附 則

本学則は、平成17年 4月 1日から施行する。ただし、学則第 3 条及び第41条第 4 項を除き、平成16年度以前に入学し、現在在学する者については、従前の学則による。

附 則

- 1 本学則は、平成18年 4月 1日から施行する。ただし、学則第 3 条及び第41条第 4 項を除き、平成17年度以前に入学し、現在在学する者については、従前の学則による。
- 2 本学則は、平成18年 4月 1日から施行する。なお、別表第 6「基礎ゼミナール」「コンピュータと情報倫理」「情報処理入門」「情報活用」以外の科目については、平成13年度以降入学者にも適用する。
- 3 本学則は、平成18年 4月 1日から施行する。なお、別表第 7「基礎介護技術」「社会福祉援助技術演習Ⅰ」「社会福祉援助技術演習Ⅱ」に限り、平成17年度入学者にも適用する。ただし、平成17年度以前に入学した学生については従前の学則による。

附 則

- 1 本学則は、平成19年 4月 1日から施行する。ただし、平成18年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、第10条第 1 項10号から17号については、平成18年度以前入学者から適用する。
- 2 本学則は、平成19年 4月 1日から施行する。ただし、第44条、第46条、第48条及び第58条については、平成18年度以前の入学者にも適用する。
- 3 本学則は、平成19年 4月 1日から施行する。ただし、別表第 1「英語検定科目」及び別表第 6「情報活用C」に限り、平成16年度入学者から適用する。
- 4 本学則は、平成19年 4月 1日から施行する。ただし、別表第 7 及び別表第21に限り、平成18年度入学者から適用する。
- 5 本学則は、平成19年 4月 1日から施行する。ただし、別表第 8「現代社会と職業」については平成17年度入学者から適用し、「社会調査実習」「公務知識・行政」については平成13年度入学者から適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成20年 4月 1日から施行し、改正後の第 3 条の規定は、平成20年 2月25日から適用する。なお、第 4 条の 2、第 8 条の 2、第33条及び第33条の 2については、平成19年度以前入学者にも適用する。
- 2 本学則は、平成20年 4月 1日から施行する。ただし、平成19年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、別表第 4・5「英語検定科目」に限り、平成17年度入学者から適用する。
- 3 本学則は、平成20年 4月 1日から施行する。なお、別表第 8「地域創生特殊実習科目」に限り、平成18年度入学者から適用する。

- 4 本学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第10「特別支援教育総論」及び「障害児心理学総論」に限り、平成19年度入学者から適用する。
- 5 本学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第12「D群(コース科目)」に限り、平成19年度入学者から適用する。
- 6 本学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第12及び別表第13「インターンシップ実習科目」に限り、平成17年度入学者から適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、別表第10「社会福祉特講Ⅲ」「社会福祉特講Ⅳ」「社会福祉学特論」に限り、平成18年度入学者から適用する。
- 2 本学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年度に福祉社会学部社会福祉学科に2年次編入学及び転学部・転学科した社会福祉士国家試験受験資格取得を希望する者に限り、平成21年度学則別表第4、別表第10及び別表第23を適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前に入学した学生については、従前の学則による。
- 2 本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以降に福祉社会学部社会福祉学科に入学した学生に限り、平成22年度学則別表第25を適用する。
- 3 本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第33「日本語特別プログラムに関する科目」に限り、平成19年度入学者から適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前に入学した学生については、従前の学則による。
- 2 本学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、別表第6「社会調査論Ⅰ」「社会調査論Ⅱ」は平成21年度入学生から適用、別表第6「量的データ解析法」「質的データ分析法」「社会調査実習」は平成20年度入学生から適用する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に入学した学生については、従前の学則による。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前に入学した学生については、従前の学則による。

附 則

本学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、短期大学部については廃止申請認可日までは存続する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、第25条第2項、第41条第5項、第42条第3項、第47条第1項、第47条第2項、第48条第2項、第49条第1項第1号から第3号、第59条については、平成26年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生については、従前の学則による。

教 育 課 程

別表第 1 (第 8 条関係)

共通教育科目 (経済学部・福祉社会学部・国際文化学部)

※ のついた科目、「地域創生Ⅰ」「地域創生Ⅱ」「国内インターンシップ」「海外インターンシップ」は一部の学科で専門教育科目にまたがって 2 箇所以上に出てくるが、それぞれ専門教育科目の単位として 1 回しか修得することができない。

※第二外国語科目の「基礎〇〇語Ⅰ」「基礎〇〇語Ⅱ」は、経済学部、福祉社会学部の学生が履修

※第二外国語科目の「〇〇語入門Ⅰ」「〇〇語入門Ⅱ」は、国際文化学部の学生が履修。ただし、日本語の「日本語入門Ⅰ」「日本語入門Ⅱ」は、全学の留学生が履修

科 目 区 分		授 業 科 目 (単 位)	
基礎科目	新入生ゼミナール	新 入 生 ゼ ミ ナ ー ル Ⅰ (2)	新 入 生 ゼ ミ ナ ー ル Ⅱ (2)
	情 報 処 理	情 報 処 理 (2)	
	キャリアデザイン	コミュニケーション力育成 論理的思考と数的処理 (2)	自己分析と文章力育成 (2)
人間 教養 科目	人 文 科 学	日 本 文 学 (2)	外 国 文 学 (2)
		日 本 史 (2)	西 洋 史 (2)
		東 洋 史 (2)	東 西 文 化 の 交 流 (2)
		哲 学 (2)	倫 理 学 (2)
	社 会 科 学	法 政 学 (2)	日 本 国 憲 法 (2)
		治 会 学 (2)	経 済 学 (2)
		社 会 科 学 概 論 (2)	地 理 学 (2)
	自 然 科 学	数 学 Ⅰ (2)	数 学 Ⅱ (2)
		確 率 と 統 計 Ⅰ (2)	確 率 と 統 計 Ⅱ (2)
		生 命 科 学 (2)	環 境 科 学 Ⅰ (2)
	地 域 志 向	地 域 創 生 Ⅰ (2)	地 域 創 生 Ⅱ (2)
		J a p a n o l o g y (2)	地 域 か ら 世 界 へ (2)
		か ぎ し ま 教 養 プ ロ グ ラ ム (2)	か ぎ し ま フ ィ ー ル ド ス ク ー ル (2)
		国 内 イ ン タ ー ナ シ ッ プ (2)	海 外 イ ン タ ー ナ シ ッ プ (3)
		教 養 特 講 Ⅰ (2)	教 養 特 講 Ⅱ (2)
		教 養 特 講 Ⅲ (2)	教 養 特 講 Ⅳ (2)
外 国 語 科 目	英 語	コ ア 英 語 オ ー ラ ル ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン Ⅰ (1)	英 語 オ ー ラ ル ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン Ⅱ (1)
		英 語 海 外 研 修 (2)	
		英 語 リ ー デ ィ ン グ (1)	英 語 ラ イ テ ィ ン グ (1)
		関 連 英 文 読 解 の 技 法 (2)	T O E I C ・ T O E F L 対 策 (2)
	第 二 外 国 語	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン の た め の 英 文 法 (2)	G l o b a l E c o n o m y a n d B u s i n e s s (2)
		基 礎 中 国 語 Ⅰ (1)	基 礎 中 国 語 Ⅱ (1)
		中 国 語 入 門 Ⅰ (2)	中 国 語 入 門 Ⅱ (2)
		中 国 語 海 外 研 修 (2)	
		基 礎 ス ペ イ ン 語 Ⅰ (1)	基 礎 ス ペ イ ン 語 Ⅱ (1)
		ス ペ イ ン 語 入 門 Ⅰ (2)	ス ペ イ ン 語 入 門 Ⅱ (2)
		基 礎 フ ラ ン ス 語 Ⅰ (1)	基 礎 フ ラ ン ス 語 Ⅱ (1)
		フ ラ ン ス 語 入 門 Ⅰ (2)	フ ラ ン ス 語 入 門 Ⅱ (2)
		基 礎 ド イ ツ 語 Ⅰ (1)	基 礎 ド イ ツ 語 Ⅱ (1)
		ド イ ツ 語 入 門 Ⅰ (2)	ド イ ツ 語 入 門 Ⅱ (2)
		基 礎 韓 国 語 Ⅰ (1)	基 礎 韓 国 語 Ⅱ (1)
		韓 国 語 入 門 Ⅰ (2)	韓 国 語 入 門 Ⅱ (2)
		韓 国 語 海 外 研 修 (2)	
		イ タ リ ア 語 入 門 Ⅰ (2)	イ タ リ ア 語 入 門 Ⅱ (2)
スポーツ・ 健康科目	講 義	日 本 語 入 門 Ⅰ (2)	日 本 語 入 門 Ⅱ (2)
		留 学 生 の た め の 日 本 事 情 Ⅰ (2)	留 学 生 の た め の 日 本 事 情 Ⅱ (2)
	実 習	健 康 づ く り と 現 代 生 活 (2)	日 常 生 活 に 生 か す ス ポ ー ツ 科 学 (2)
		現 代 社 会 と ス ポ ー ツ (2)	
		ス ポ ー ツ 実 習 Ⅰ (屋 内 集 団 球 技) (1)	ス ポ ー ツ 実 習 Ⅱ (屋 内 個 人 球 技) (1)
		ス ポ ー ツ 実 習 Ⅲ (個 人 種 目) (1)	ス ポ ー ツ 実 習 Ⅳ (屋 外 個 人 球 技) (1)
		ス ポ ー ツ 実 習 Ⅴ (屋 外 集 団 球 技) (1)	

別表第2（第8条関係）

音楽学科共通教育科目（国際文化学部）
（平成28年3月31日削除）

別表第3（第8条関係）

経済学科専門教育科目（経済学部）

※ のついた科目は、共通教育科目にまたがって2箇所以上に出てくるが、専門教育科目の単位として1回しか修得することができない。

科目区分		授 業 科 目 (単 位)			
基 本 科 目	理 論 ・ 歴 史 ・ 政 策	ミ ク ロ 経 済 学 入 門 (2)		マ ク ロ 経 済 学 入 門 (2)	
		ミ ク ロ 経 済 学 学 I (2)		マ ク ロ 経 済 学 学 I (2)	
		ミ ク ロ 経 済 学 学 II (2)		マ ク ロ 経 済 学 学 II (2)	
		経 済 学 史 I (2)		経 済 学 史 II (2)	
		経 済 学 政 策 I (2)		経 済 学 政 策 II (2)	
		西 洋 経 済 史 I (2)		西 洋 経 済 史 II (2)	
		社 会 経 済 学 I (2)		社 会 経 済 学 II (2)	
		社 会 計 学 I (2)		社 会 計 学 II (2)	
		統 経 済 学 学 I (2)		統 経 済 学 学 II (2)	
		数 経 済 学 学 I (2)		数 経 済 学 学 II (2)	
計 量 経 済 学 学 (2)		ゲ ー ム 経 済 学 学 (2)			
応 用 科 目	日 本 経 済	日 本 経 済 論 I (2)		日 本 経 済 論 II (2)	
		日 本 政 経 済 史 I (2)		日 本 政 経 済 史 II (2)	
		財 政 学 II (2)		財 政 学 II (2)	
		食 料 経 済 論 II (2)		食 料 経 済 論 II (2)	
		産 業 経 済 論 II (2)		産 業 経 済 論 II (2)	
		流 通 経 済 論 II (2)		流 通 経 済 論 II (2)	
		環 境 経 済 学 II (2)		環 境 経 済 学 II (2)	
		地 域 経 済 学 II (2)		地 域 経 済 学 II (2)	
		地 方 経 済 学 II (2)		地 方 経 済 学 II (2)	
		地 方 財 政 論 II (2)		地 方 財 政 論 II (2)	
	金 融 ・ 国 際 経 済	金 融 論 I (2)		金 融 論 II (2)	
		金 融 工 学 I (2)		金 融 工 学 II (2)	
		コ ー ポ レ ー ト ・ フ ァ イ ナ ンス (2)		コ ー ポ レ ー ト ・ フ ァ イ ナ ンス (2)	
		国 際 経 済 論 I (2)		国 際 経 済 論 II (2)	
		国 際 金 融 論 I (2)		国 際 金 融 論 II (2)	
		ア ジ ア 経 済 論 (2)		ア ジ ア 経 済 論 (2)	
		欧 米 経 済 学 (2)		欧 米 経 済 学 (2)	
		外 書 講 読 I (2)		外 書 講 読 II (2)	
演 習 科 目 (履 修 指 定)	基 礎 演 習 I (2)		基 礎 演 習 II (2)		
	基 礎 演 習 I (2)		基 礎 演 習 II (2)		
実 習 科 目	演 習 III (2)		演 習 IV (卒 業 研 究 含 む) (4)		
	国 内 イ ン タ ー ン シ ッ プ (2)		海 外 イ ン タ ー ン シ ッ プ (3)		
法 学 科 目	経 済 調 査 実 習 (4)		海 外 調 査 実 習 (3)		
	消 費 者 法 (2)		民 法 入 門 (2)		
	民 商 法 総 論 (2)		民 商 法 総 論 (2)		
	憲 法 (4)		経 済 社 会 法 (4)		
関 連 科 目	労 働 法 II (2)		労 働 法 I (2)		
	簿 記 原 理 (4)		経 営 学 総 論 (4)		
	商 学 総 論 I (2)		商 学 総 論 II (2)		
	経 営 管 理 論 I (2)		経 営 管 理 論 II (2)		
	経 営 史 I (2)		経 営 史 II (2)		
	マ ー ケ テ ィ ン グ 論 I (2)		マ ー ケ テ ィ ン グ 論 II (2)		
	会 計 学 原 理 I (2)		会 計 学 原 理 II (2)		
	中 級 簿 記 論 (2)		上 級 簿 記 論 (2)		
	貿 易 論 I (2)		貿 易 論 II (2)		
	職 業 指 導 I (2)		職 業 指 導 II (2)		
	人 文 地 理 学 概 論 (2)		自 然 地 理 学 概 論 (2)		
	地 誌 学 概 論 (2)		法 律 学 概 論 (2)		
	政 治 学 概 論 (国 際 政 治 を 含 む) (2)		法 律 学 概 論 (国 際 法 を 含 む) (2)		
	他学部・他学科開設及び 教職・資格課程開設科目				

別表第4（第8条関係）

経営学科専門教育科目（経済学部）

※ のついた科目は、共通教育科目にまたがって2箇所以上に出てくるが、専門教育科目の単位として1回しか修得することができない。

科目区分			授業科目（単位）	
基本科目	必修		簿記原理 (4)	
	選択必修		経営学総論 (4) 商学総論 I (2) 商学総論 II (2)	
専門科目	組織マネジメント領域		経営管理論 I (2) 経営戦略論 (2) 経営史 II (2) 人的資源管理論 I (2) 財務管理論 I (2) 経営組織論 (2) 国際経営論 I (2) 経営シミュレーション (2) 経営情報論 (2) 保険論 (2) マーケティング論 I (2)	経営管理論 II (2) 経営史 I (2) 企業形態論 (2) 人的資源管理論 II (2) 財務管理論 II (2) 中小企業論 (2) 国際経営論 II (2) 経営統計 (2) 経営数学 (2) リスクマネジメント論 (2) マーケティング論 II (2)
	会計領域		会計学原理 I (2) 中級簿記論 (2) 原価計算論 I (2) 管理会計論 I (2) 会計監査論 I (2) 経営分析論 I (2) 税務会計論 I (2) 上級簿記論 (2)	会計学原理 II (2) 国際会計論 (2) 原価計算論 II (2) 管理会計論 II (2) 会計監査論 II (2) 経営分析論 II (2) 税務会計論 II (2)
専門関連科目		地域志向	地域創生 I (2) 鹿児島論 (2) 起業論 (2) まちづくり概論 (2) 地域経済論 (2) 国内インターンシップ (2) 地域フィールドワーク (2)	地域創生 II (2) 地場産業論 (2) NPO概論 (2) 地域社会論 (2) プレ・インターンシップ (1) 海外インターンシップ (3)
		地域ビジネス領域	貿易論 I (2) 金融論 I (2) 商業政策 I (2) 観光概論 (2) 観光政策 (2) 海外旅行業務論 (4) 職業指導 II (2)	貿易論 II (2) 金融論 II (2) 商業政策 II (2) 観光事業論 (2) 国内旅行業務論 (4) 職業指導 I (2)
専門関連科目		情報領域	コンピュータ概論 (2) 現代社会と情報倫理 (2) 情報と職業 (2) プログラミング I (2) 情報ネットワーク I (2) アルゴリズムとデータ構造 (2) データベース論 (2) マルチメディア表現と技術 II (2)	情報システム (2) プログラミング入門 (2) 情報処理論 (2) プログラミング II (2) 情報ネットワーク II (2) ビジネスデータ処理 (2) マルチメディア表現と技術 I (2)
			民法入門 (2) 民法総論 (2) 商法 (4) 民法各論 (4) 会社法 (4) 労働法 II (2)	消費者法 (2) 憲法 (4) 行政法 (4) 経済法 (2) 労働法 I (2) 税法 (2)

科目区分	授業科目(単位)			
演習科目 (履修指定)	基礎演習 I (2)	基礎演習 II (2)		
	演習 I (2)	演習 II (2)		
	演習 III (2)	演習 IV (卒業研究含む) (4)		
経営特講・外書講読科目	経営特講 I (2)	経営特講 II (2)		
	外書講読 I (2)	外書講読 II (2)		
関連科目	ミクロ経済学入門 (2)	マクロ経済学入門 (2)		
	ミクロ経済学 I (2)	マクロ経済学 I (2)		
	経済学史 I (2)	経済学史 II (2)		
	経済政策 I (2)	経済政策 II (2)		
	西洋経済史 I (2)	西洋経済史 II (2)		
	社会思想史 I (2)	社会思想史 II (2)		
	情報経済論 (2)	統計学 I (2)		
	統計学 II (2)	日本経済論 I (2)		
	日本経済論 II (2)	日本経済史 (2)		
	財政学 I (2)	財政学 II (2)		
	農業経済論 (2)	食料経済論 (2)		
	環境経済論 I (2)	環境経済論 II (2)		
	経済地理学 I (2)	経済地理学 II (2)		
	地方財政論 (2)	人文地理学概論 (2)		
	自然地理学概論 (2)	地誌学概論 (2)		
	法学概論(国際法を含む) (2)	政治学概論(国際政治を含む) (2)		
他学部・他学科開設及び 教職・資格課程開設科目				

別表第5（第8条関係）

現代社会学科専門教育科目（福祉社会学部）
（平成25年3月31日削除）

別表第6（第8条関係）

社会福祉学科専門教育科目（福祉社会学部）

科目区分		授業科目(単位)	
学 科 基 本 科 目	必修	社会福祉概論Ⅰ(2)	社会福祉概論Ⅱ(2)
		ソーシャルワークⅠ(2)	ソーシャルワークⅡ(2)
		社会保障論Ⅰ(2)	社会保障論Ⅱ(2)
	履修指定	演習Ⅰ(2)	演習Ⅱ(2)
		演習Ⅲ(2)	演習Ⅳ（演習論文含む）(4)
学 科 基 本 科 目	社会福祉基礎	鹿児島社会福祉入門(2)	社会福祉学特論(4)
		医学一般(2)	心理学概論(2)
		社会学概論(2)	社会福祉調査(2)
		ソーシャルワークⅢ(2)	ソーシャルワークⅣ(2)
		ソーシャルワークⅤ(2)	ソーシャルワークⅥ(2)
学 科 基 本 科 目	社会福祉基礎	公的扶助論(2)	地域福祉論Ⅰ(2)
		地域福祉論Ⅱ(2)	福祉行財政と福祉計画(2)
		社会福祉運営管理(2)	保健医療サービス(2)
		介護福祉論(2)	高齢者福祉論(2)
		障害者福祉論(2)	子ども家庭福祉論(2)
学 科 基 本 科 目	社会福祉特設	就労支援サービス(1)	権利擁護と成年後見制度(2)
		司法福祉(1)	ソーシャルワーク実習入門(2)
		ソーシャルワーク演習Ⅰ(3)	ソーシャルワーク演習Ⅱ(3)
		ソーシャルワーク演習Ⅲ(1)	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ(1)
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ(2)	ソーシャルワーク実習(4)
学 科 基 本 科 目	社会福祉特設	国際福祉論(2)	福祉英語(2)
		家族社会学(2)	社会福祉法制(2)
		発達心理学(2)	臨床心理学(2)
		精神保健学Ⅰ(2)	精神医学Ⅱ(2)
		精神科ソーシャルワーク論(2)	精神保健福祉論Ⅰ(2)
学 科 基 本 科 目	社会福祉特設	社会病理論(2)	基礎介護技術(2)
		手話(2)	点字(2)
		社会福祉特講Ⅰ(2)	社会福祉特講Ⅱ(2)
		社会福祉特講Ⅲ(2)	社会福祉の動向(2)
		ケアマネジメント論(2)	発達と老化の理解Ⅱ(2)
学 科 基 本 科 目	社会福祉特設	こころとからだのしくみⅠ(2)	認知症の理解Ⅰ(2)
		障害の理解Ⅱ(2)	
学 科 基 本 科 目	精神保健福祉関連	精神保健学Ⅱ(2)	精神医学Ⅰ(2)
		精神科リハビリテーション学Ⅰ(2)	精神科リハビリテーション学Ⅱ(2)
		精神保健福祉論Ⅱ(2)	精神保健福祉論Ⅲ(2)
		精神保健福祉援助技術各論Ⅰ(2)	精神保健福祉援助技術各論Ⅱ(2)
		精神保健福祉援助演習(基礎)(2)	精神保健福祉援助演習(専門)(4)
学 科 基 本 科 目	精神保健福祉関連	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ(2)	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ(2)
		精神保健福祉援助実習指導Ⅲ(2)	精神保健福祉援助実習(4)
学 科 基 本 科 目	介護福祉関連	介護福祉の基本Ⅰ(2)	介護福祉の基本Ⅱ(2)
		介護実習指導Ⅱ(1)	介護実習Ⅱ(4)
		こころとからだのしくみⅢ(2)	手話・点字(1)
		生活援助技術Ⅳ(栄養・調理)(2)	生活援助技術Ⅴ(被服及び住居)(2)
		生活援助技術Ⅴ(被服及び住居実習)(1)	障害の理解Ⅰ(2)
学 科 基 本 科 目	介護福祉関連	介護福祉特講Ⅰ(2)	介護福祉特講Ⅱ(2)
		介護過程Ⅰ(1)	介護過程Ⅱ(1)
		介護過程Ⅲ(1)	医療的ケアⅠ(2)
		医療的ケアⅡ(2)	医療的ケアⅢ（演習含む）(1)
		介護実習指導Ⅲ(2)	介護実習Ⅲ(5)

科目区分		授業科目(単位)	
学科発展科目	教 職 関 連	教 育 社 会 学 (2)	社 会 心 理 学 (2)
		生 涯 学 習 概 論 (2)	障 害 児 教 育 総 論 (2)
		特 別 支 援 教 育 総 論 (2)	経 済 原 論 (国 際 経 済 を 含 む) (2)
		人 文 地 理 学 概 論 (2)	自 然 地 理 学 概 論 (2)
		地 誌 学 概 論 (2)	法 律 学 概 論 (国 際 法 を 含 む) (2)
		政治学概論(国際政治を含む)(2)	民 法 (2)
自由科目(卒業所要単位数に含まれない。)	介 護 福 祉 士 課 程	リハビリテーション論(2)	生 き が い 活 動 援 助 法 I (2)
		生 き が い 活 動 援 助 法 II (2)	生 活 援 助 技 術 I (1)
		生 活 援 助 技 術 II (1)	生 活 援 助 技 術 III (1)
		生活援助技術IV(栄養・調理実習)(2)	介 護 実 習 指 導 I (1)
		介 護 実 習 I (2)	発 達 と 老 化 の 理 解 I (2)
		認 知 症 の 理 解 II (2)	こころとからだのしくみ II (2)

別表第7（第8条関係）

児童学科専門教育科目（福祉社会学部）

科目区分		授業科目(単位)	
学科基本 科目	必修	総合講義「子ども学」(2) 子どもの育ちと文化(2)	子どもの人権と福祉(2) 鹿児島県の教育(2)
	履修指定	自己表現法(2) 保育基礎実習Ⅰ(2) 保育基礎実習Ⅱ(2) 保育基礎実習Ⅲ(2)	基礎実習(1) リスク・マネジメント(2) 演習Ⅱ(2) 演習Ⅳ(卒業研究含む)(4)
子どもと福祉に関する科目		社会福祉(2) 社会保障(2) ポイント(2) ボランティア(2) 子ども家庭福祉Ⅱ(2) 社会的養護Ⅱ(2) 子どもの保健Ⅰb(2) 子どもの食と栄養(2) 障がい児保育(2) 社会的養護内容(2) 保育実習Ⅰ(4) 保育実習Ⅱ(2) 保育実習Ⅲ(2) 保育実践演習(2)	相談援助(2) 手話(2) 保育者論(2) 生涯スポーツ論(2) 子ども家庭福祉Ⅰ(2) 社会的養護Ⅰ(2) 子どもの保健Ⅰa(2) 子どもの保健Ⅱ(2) 乳児保育(2) 障がい者福祉(2) 子育て支援論(2) 保育実習指導Ⅰ(2) 保育実習指導Ⅱ(1) 保育実習指導Ⅲ(1)
子どもと教育に関する科目		教育原理Ⅰ(2) 教育史(2) 教育臨床(2) 教職入門(2) 特別支援教育概論(2) 教育相談(2) 教育実習(4) 国語(2) 算数Ⅱ(2) 音楽(2) 体育(2) 社会Ⅱ(2) 理科Ⅱ(2) 家庭(2) 道徳教育の指導法(2) 初等教育方法Ⅰ(2) 国語科教育法(2) 算数科教育法(2) 生活科教育法(2) 図画工作科教育法(2) 体育科教育法(2)	教育原理Ⅱ(2) 教育福祉論(2) 生涯学習と子ども(2) 児童英語(2) 子どもと情報教育(2) 教育実習事前・事後指導(1) 教職実践演習(幼・小)(2) 算数Ⅰ(2) 生活(2) 図画工作(2) 社会Ⅰ(2) 理科Ⅰ(2) 理科Ⅲ(2) 生活指導・進路指導(2) 特別活動(2) 初等教育方法Ⅱ(2) 社会科教育法(2) 理科教育法(2) 音楽科教育法(2) 家庭科教育法(2)
幼児教育に関する科目		保育課程論(2) 保育指導法(健康)(2) 保育指導法(表現Ⅱ)(2) 保育指導法(環境)(2) 保育指導法特別研究(2)	幼児教育方法(2) 保育指導法(表現Ⅰ)(2) 保育指導法(言葉)(2) 保育指導法(人間関係)(2)
子どもと心理に関する科目		発達心理学Ⅰ(2) 臨床心理学(2) 精神保健(2) 発達臨床心理学(2)	発達心理学Ⅱ(2) 教育心理学(2) 行動観察演習(2)
子どもと表現文化に関する科目		ピアノ初級Ⅰ(1) ピアノⅡ(1) 音楽入門(2) 合唱・合奏(1) 立体重造形(1) 児童文学(2)	ピアノⅠ(1) ピアノ伴奏法(1) 子どもの歌とあそび(2) 絵画(1) 書道(2)

別表第8（第8条関係）

国際文化学科専門教育科目（国際文化学部）

※ のついた科目は、共通教育科目にまたがって2箇所以上に出てくるが、専門教育科目の単位として1回しか修得することができない。

科目区分		授業科目(単位)	
学部基本科目		演習Ⅰ(2)	演習Ⅱ(2)
		演習Ⅲ(2)	演習Ⅳ(卒業論文含む)(4)
学科基本科目		基礎演習Ⅰ(2)	基礎演習Ⅱ(2)
		フィールドアクションA(2)	フィールドアクションB(2)
		国際関係論(2)	比較文化論(2)
		異文化コミュニケーション論(2)	言語学入門(2)
		映像文化論(2)	日本文化史(2)
		先史・原史文化論(2)	哲学特論(2)
		英会話Ⅰ(2)	英会話Ⅱ(2)
		英語中級リーディング・スキルズ(2)	英語上級リーディング・スキルズ(2)
		初級中国語Ⅰ(4)	初級中国語Ⅱ(4)
		初級韓国語Ⅰ(4)	初級韓国語Ⅱ(4)
専門関連科目	英語・欧米文化コース	ビジネス英語(2)	ヨーロッパ文化論(2)
		地域文化研究(2)	外国事情Ⅰ(2)
		外国事情Ⅱ(2)	Cross-Cultural Activities in English(2)
		英語学概論(2)	英語教授法(2)
		イギリス文学(2)	アメリカ文学(2)
		ヨーロッパ文学(2)	英米文学講読Ⅰ(2)
		英米文学講読Ⅱ(2)	英語中級オーラル・スキルズⅠ(2)
		英語中級オーラル・スキルズⅡ(2)	英語中級ライティング・スキルズ(2)
		実用英語Ⅰ(2)	実用英語Ⅱ(2)
		英語プレゼンテーション・スキルズ(2)	英和翻訳ワークショップ(2)
	アジア言語・文化コース	和英翻訳ワークショップ(2)	英語通訳ワークショップ(2)
		欧米文化研修(1)	ヨーロッパ言語論(2)
		検定英修語(2)	
		中国文化論(2)	韓国・朝鮮文化論(2)
		中日比較言語学(2)	漢国文学(2)
		中国文学(2)	韓国文学(2)
		中級中国語(4)	上級中国語(4)
		中国語会話(基礎)(2)	中国語会話(中級)(2)
		観光中国語会話(2)	ビジネス中国語会話(2)
		中級韓国語(4)	上級韓国語(4)
	日本語・日本文化コース	韓国語会話(基礎)(2)	韓国語会話(中級)(2)
		観光韓国語会話(2)	ビジネス韓国語会話(2)
		アジアの宗教(2)	検定中国語(2)
		検定韓国語(2)	
		日本文学概論(2)	日本文学講読(2)
		日本古典文学Ⅰ(2)	日本古典文学Ⅱ(2)
		日本近代文学Ⅰ(2)	日本近代文学Ⅱ(2)
		児童文学(2)	鹿児島の文学(2)
		日本語学概論Ⅰ(2)	日本語学概論Ⅱ(2)
		日本語学特論Ⅰ(2)	日本語学特論Ⅱ(2)
	考古・歴史コース	日本語学特論Ⅲ(2)	日本語と日本文化Ⅱ(2)
		日本語と日本文化Ⅰ(2)	日本語教育入門Ⅱ(2)
		日書道Ⅰ(2)	日本語教育入門Ⅱ(2)
		現代メディア表象論(2)	日本文化実習(1)
		検定日本語(2)	
		進化と人類史(2)	考古学概論(2)
		日本史概論(2)	認知考古学(2)
		考古学研究法(2)	比較考古学(2)
		地域と考古学(2)	西洋史論(2)
		中国史(2)	韓国・朝鮮史(2)
	インターンシップ	日本史特論(2)	鹿児島の歴史(2)
		アジア歴史地理学(2)	文化人類学(2)
スキルアッププログラム		鹿児島の文化(2)	動物の生態と社会(2)
		国内インターンシップ(2)	海外インターンシップ(3)
		生涯学習概論(2)	映像編集入門(2)
		現代社会と情報倫理(2)	情報と職業(2)
他学部・他学科開設及び教職・資格課程開設科目		情報処理論(2)	情報ネットワークⅠ(2)
		情報ネットワークⅡ(2)	マルチメディア表現と技術Ⅰ(2)
フリーゾーン科目		マルチメディア表現と技術Ⅱ(2)	

別表第9（第8条関係）

音楽学科専門教育科目（国際文化学部）

科目区分		授業科目（単位）			
学部基本科目		演習 I (2)	演習 II (2)		
		演奏 III (2)	演奏 IV (卒業研究を含む) (4)		
学科基本科目		音楽史 I (2)	音楽史 II (2)		
		和声 I (作曲・編曲) (2)	和声 II (2)		
学科共通科目		ソルフエージュ I (1)	ソルフエージュ II (1)		
		合唱 I (1)	合唱 II (1)		
専	主	音楽史 III (2)	音楽史 IV (2)		
		ピアノ I (3)	ピアノ II (3)		
門	副	ピアノ III (3)	ピアノ IV (3)		
		ピアノ V (3)	ピアノ VI (3)		
科	目	ピアノ VII (3)	ピアノ VIII (3)		
		管弦打楽器 I (3)	管弦打楽器 II (3)		
目	演奏家育成	管弦打楽器 III (3)	管弦打楽器 IV (3)		
		管弦打楽器 V (3)	管弦打楽器 VI (3)		
目	指導者育成	管弦打楽器 VII (3)	管弦打楽器 VIII (3)		
		声楽 I (3)	声楽 II (3)		
目	指導者育成	声楽 III (3)	声楽 IV (3)		
		声楽 V (3)	声楽 VI (3)		
目	指導者育成	声楽 VII (3)	声楽 VIII (3)		
		作曲 I (3)	作曲 II (3)		
目	指導者育成	作曲 III (3)	作曲 IV (3)		
		作曲 V (3)	作曲 VI (3)		
目	指導者育成	作曲 VII (3)	作曲 VIII (3)		
		ピアノ (副) I (1)	ピアノ (副) II (1)		
目	指導者育成	ピアノ (副) III (1)	ピアノ (副) IV (1)		
		管弦打楽器 (副) I (1)	管弦打楽器 (副) II (1)		
目	指導者育成	管弦打楽器 (副) III (1)	管弦打楽器 (副) IV (1)		
		声楽 (副) I (1)	声楽 (副) II (1)		
目	指導者育成	声楽 (副) III (1)	声楽 (副) IV (1)		
		ピアノ奏法 I (2)	ピアノ奏法 II (2)		
目	指導者育成	ピアノ奏法 III (2)	ピアノ奏法 IV (2)		
		ピアノ奏法研究 I (2)	ピアノ奏法研究 II (2)		
目	指導者育成	ピアノ重奏 I (1)	ピアノ重奏 II (1)		
		管弦打楽器奏法 I (2)	管弦打楽器奏法 II (2)		
目	指導者育成	管弦打楽器奏法 III (2)	管弦打楽器奏法 IV (2)		
		室内楽 I (1)	室内楽 II (1)		
目	指導者育成	室内楽 III (1)	室内楽 IV (1)		
		器楽アンサンブル I (1)	器楽アンサンブル II (1)		
目	指導者育成	器楽アンサンブル III (1)	器楽アンサンブル IV (1)		
		オペラ基礎 I (1)	オペラ基礎 II (1)		
目	指導者育成	オペラ実習 I (1)	オペラ実習 II (1)		
		舞台表現法 I (1)	重唱 I (1)		
目	指導者育成	重唱 II (1)	日本歌曲研究 I (1)		
		吹奏楽指導法 I (1)	吹奏楽指導法 II (1)		
目	指導者育成	合唱指導法 I (1)	合唱指導法 II (1)		
		伴奏実習 I (1)	伴奏実習 II (1)		
目	指導者育成	合奏 (リコーダー) (1)	指揮法 I (1)		
		指揮法 II (1)	伝統音楽演習 I (1)		
目	指導者育成	ピアノ教材研究 I (2)	ピアノ教材研究 II (2)		
		音楽教育研究 I (2)	音楽教育研究 II (2)		
目	指導者育成	幼児音楽教育研究 (2)	リトミック (1)		
		郷土芸能研究 (2)			

科 目 区 分		授 業 科 目 (単 位)			
専 門 科 目	基 礎 ・ 応 用	ソ ル フ ェ ー ジ ュ	Ⅲ (2)	ソ ル フ ェ ー ジ ュ	Ⅳ (2)
		合 唱	Ⅲ (2)	合 唱	Ⅳ (2)
		合 唱	Ⅴ (2)	合 唱	Ⅵ (2)
		合 唱	Ⅶ (2)	合 唱	Ⅷ (2)
		吹 奏 楽	Ⅰ (2)	吹 奏 楽	Ⅱ (2)
		吹 奏 楽	Ⅲ (2)	吹 奏 楽	Ⅳ (2)
		吹 奏 楽	Ⅴ (2)	吹 奏 楽	Ⅵ (2)
		吹 奏 楽	Ⅶ (2)	吹 奏 楽	Ⅷ (2)
		コ ン ピ ュ ー タ 音 楽 演 習	(2)	音 楽 理 論	(2)
		音 楽 療 法 概 論	(2)	和 声	Ⅲ (2)
		和 声	Ⅳ (2)	楽 式 論	(2)
		民族音楽概論(日本音楽史を含む)	(2)	創 作 ・ 編 曲 法	(2)
		対 位 法	(2)	管 弦 楽 法	(2)
		楽 曲 分 析	(2)	音 楽 学 概 説	(2)
		演 奏 解 釈	(2)	学 内 演 奏	(2)
		学 内 発 表 (作 曲)	(2)	学 内 リ サ イ タ ル	(2)
	外 国 語	英語中級オーラルスキルズⅠ	(2)	英語中級オーラルスキルズⅡ	(2)
		英語中級リーディング・スキルズ	(2)	英語中級ライティング・スキルズ	(2)
教 職 関 連 科 目		音 楽 科 教 育 法	Ⅰ (2)	音 楽 科 教 育 法	Ⅱ (2)
		音 楽 科 教 育 法	Ⅲ (2)	音 楽 科 教 育 法	Ⅳ (2)
		教 育 実 習	Ⅰ (5)	教 育 実 習	Ⅱ (3)
		教 職 実 践 演 習 (中 ・ 高)	(2)		

別表第10（第8条関係）
教職に関する科目
〔経済学部〕

授 業 科 目	単位
教 職 概 論	2
教 育 原 理	2
教 育 学 概 論	2
教 育 心 理 学	2
学 習 心 理 学	2
学 校 の 制 度	2
教 育 行 政 学	2
教 育 課 程 論	2
社 会 科 教 育 法 I	2
社 会 科 教 育 法 II	2
社 会 科 教 育 法 III	2
社 会 科 教 育 法 IV	2
地 理 歴 史 科 教 育 法 I	2
地 理 歴 史 科 教 育 法 II	2
公 民 科 教 育 法 I	2
公 民 科 教 育 法 II	2
商 業 科 教 育 法 I	2
商 業 科 教 育 法 II	2
情 報 科 教 育 法 I	2
情 報 科 教 育 法 II	2
道 徳 教 育 の 指 導 法	2
特 別 活 動	2
教 育 方 法	2
生 徒 ・ 進 路 指 導 論	2
学 校 カ ウ ン セ リ ン グ	2
教 育 実 習 I	5
教 育 実 習 II	3
教 職 実 践 演 習 (中・高)	2

別表第11（第8条関係）
教職に関する科目
〔福祉社会学部(社会福祉学科)〕

授 業 科 目	単位
教 職 概 論	2
教 育 原 理	2
教 育 学 概 論	2
教 育 心 理 学	2
学 習 心 理 学	2
学 校 の 制 度	2
教 育 行 政 学	2
教 育 課 程 論	2
社 会 科 教 育 法 I	2
社 会 科 教 育 法 II	2
社 会 科 教 育 法 III	2
社 会 科 教 育 法 IV	2
公 民 科 教 育 法 I	2
公 民 科 教 育 法 II	2
福 祉 科 教 育 法 I	2
福 祉 科 教 育 法 II	2
道 徳 教 育 の 指 導 法	2
特 別 活 動	2
教 育 方 法	2
生 徒 ・ 進 路 指 導 論	2
学 校 カ ウ ン セ リ ン グ	2
教 育 実 習 I	5
教 育 実 習 II	3
教 職 実 践 演 習 (中・高)	2

別表第12（第8条関係）
教職に関する科目
〔福祉社会学部(児童学科)〕

授 業 科 目	単位
教 職 入 門	2
教 育 原 理 I	2
教 育 原 理 II	2
発 達 心 理 学 I	2
教 育 心 理 学	2
国 語 科 教 育 法	2
社 会 科 教 育 法	2
算 数 科 教 育 法	2
理 科 教 育 法	2
生 活 科 教 育 法	2
音 楽 科 教 育 法	2
図 画 工 作 科 教 育 法	2
家 庭 科 教 育 法	2
体 育 科 教 育 法	2
道 徳 教 育 の 指 導 法	2
特 別 活 動	2
初 等 教 育 方 法 I	2
保 育 課 程 論	2
保 育 指 導 法 (健 康)	2
保 育 指 導 法 (表 現 I)	2
保 育 指 導 法 (表 現 II)	2
保 育 指 導 法 (言 葉)	2
保 育 指 導 法 (環 境)	2
保 育 指 導 法 (人 間 関 係)	2
保 育 指 導 法 特 別 研 究	2
幼 児 教 育 方 法	2
生 活 指 導 ・ 進 路 指 導	2
教 育 相 談	2
保 育 相 談	2
教 育 実 習 事 前 ・ 事 後 指 導	1
教 育 実 習	4
教 職 実 践 演 習 (幼・小)	2

別表第13（第8条関係）
教職に関する科目
〔国際文化学部〕

授 業 科 目	単位
教 職 概 論	2
教 育 原 理	2
教 育 学 概 論	2
教 育 心 理 学	2
学 習 心 理 学	2
学 校 の 制 度	2
教 育 行 政 学	2
教 育 課 程 論	2
国 語 科 教 育 法 I	2
国 語 科 教 育 法 II	2
国 語 科 教 育 法 III	2
国 語 科 教 育 法 IV	2
音 楽 科 教 育 法 I	2
音 楽 科 教 育 法 II	2
音 楽 科 教 育 法 III	2
音 楽 科 教 育 法 IV	2
英 語 科 教 育 法 I	2
英 語 科 教 育 法 II	2
英 語 科 教 育 法 III	2
英 語 科 教 育 法 IV	2
道 徳 教 育 の 指 導 法	2
特 別 活 動	2
教 育 方 法	2
生 徒 ・ 進 路 指 導 論	2
学 校 カ ウ ン セ リ ン グ	2
教 育 実 習 I	5
教 育 実 習 II	3
教 職 実 践 演 習 (中・高)	2

別表第14（第8条関係）
特別支援教育に関する科目
〔福祉社会学部(社会福祉学科)〕

授 業 科 目	単位
特 別 支 援 教 育 総 論	2
知 的 障 害 児 の 心 理 I	2
知 的 障 害 児 の 心 理 II	2
知 的 障 害 児 の 生 理 と 病 理	2
知 的 障 害 児 の 教 育 I	2
知 的 障 害 児 の 教 育 II	2
知 的 障 害 児 の 教 育 III	2
知 的 障 害 児 の 言 語 指 導 I	2
知 的 障 害 児 の 言 語 指 導 II	2
障 害 児 教 育 総 論	2
重 複 障 害 児 教 育 総 論	2
発 達 障 害 児 教 育 総 論	2
特 別 支 援 教 育 実 習	3

別表第15（第8条関係）
観光ビジネス実務士に関する科目
〔学部共通〕
(平成28年3月31日削除)

別表第16（第8条関係）
社会調査士に関する科目
〔学部共通〕
（平成28年3月31日削除）

別表第17（第8条関係）
社会教育主事に関する科目
〔学部共通（音楽学科除く）〕
（平成28年3月31日削除）

別表第18（第8条関係）
司書に関する科目
〔学部共通（音楽学科除く）〕

授 業 科 目	単 位
生 涯 学 習 概 論	2
図 書 館 概 論	2
図 書 館 制 度 ・ 経 営 論	2
図 書 館 情 報 技 術 論	2
図 書 館 サービス 概 論	2
情 報 サービス 論	2
児 童 サービス 論	2
情 報 サービス 演 習 I	2
情 報 サービス 演 習 II	2
図 書 館 情 報 資 源 概 論	2
情 報 資 源 組 織 論	2
情 報 資 源 組 織 演 習 I	2
情 報 資 源 組 織 演 習 II	2
学 校 経 営 と 学 校 図 書 館	2
学 習 指 導 と 学 校 図 書 館	2
児 童 文 学	2
図 書 ・ 図 書 館 史	2

別表第19（第8条関係）
司書教諭に関する科目
〔学部共通〕

授 業 科 目	単位
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

別表第20（第8条関係）
社会福祉士に関する科目
〔福祉社会学部(社会福祉学科)〕

授 業 科 目	単位
医 学 一 般	2
心 理 学 概 論	2
社 会 学 概 論	2
社 会 福 祉 概 論 I	2
社 会 福 祉 概 論 II	2
社 会 福 祉 調 査	2
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク I	2
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク II	2
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク III	2
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク IV	2
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク V	2
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク VI	2
地 域 福 祉 論 I	2
地 域 福 祉 論 II	2
福祉行財政と福祉計画	2
社会福祉運営管理	2
社 会 保 障 論 I	2
社 会 保 障 論 II	2
介 護 福 祉 論	2
高 齢 者 福 祉 論	2
障 害 者 福 祉 論	2
子 ども 家 庭 福 祉 論	2
公 的 扶 助 論	2
保 健 医 療 サ ー ビ ス	2
就 労 支 援 サ ー ビ ス	1
権利擁護と成年後見制度	2
司 法 福 祉	1
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 I	3
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 II	3
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 III	1
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 I	1
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 II	2
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習	4

別表第21（第8条関係）
精神保健福祉士に関する科目
〔福祉社会学部(社会福祉学科)〕

授 業 科 目	単位
医 学 一 般	2
心 理 学 概 論	2
社 会 学 概 論	2
社 会 福 祉 概 論 I	2
社 会 福 祉 概 論 II	2
地 域 福 祉 論 I	2
地 域 福 祉 論 II	2
福祉行財政と福祉計画	2
社 会 保 障 論 I	2
社 会 保 障 論 II	2
公 的 扶 助 論	2
保 健 医 療 サ ー ビ ス	2
権利擁護と成年後見制度	2
障 害 者 福 祉 論	2
精 神 医 学 I	2
精 神 医 学 II	2
精 神 保 健 学 I	2
精 神 保 健 学 II	2
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク I	2
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク II	2
精神科ソーシャルワーク論	2
精神保健福祉援助技術各論 I	2
精神保健福祉援助技術各論 II	2
精神科リハビリテーション学 I	2
精神科リハビリテーション学 II	2
精 神 保 健 福 祉 論 I	2
精 神 保 健 福 祉 論 II	2
精 神 保 健 福 祉 論 III	2
精神保健福祉援助演習(基礎)	2
精神保健福祉援助演習(専門)	4
精神保健福祉援助実習指導 I	2
精神保健福祉援助実習指導 II	2
精神保健福祉援助実習指導 III	2
精 神 保 健 福 祉 援 助 実 習	4

別表第22（第8条関係）

介護福祉士に関する科目
〔福祉社会学部(社会福祉学科)〕

授 業 科 目	単位
権利擁護と成年後見制度	2
心 理 学 概 論	2
社 会 福 祉 概 論 I	2
高 齢 者 福 祉 論	2
障 害 者 福 祉 論	2
社 会 保 障 論 I	2
子 ども 家 庭 福 祉 論	2
社 会 学 概 論	2
公 的 扶 助 論	2
鹿 児 島 社 会 福 祉 入 門	2
ソーシャルワーク実習入門	2
介 護 福 祉 論	2
介 護 福 祉 の 基 本 I	2
介 護 福 祉 の 基 本 II	2
リハビリテーション論	2
生きがい活動援助法 I	2
生きがい活動援助法 II	2
ソーシャルワーク I	2
ソーシャルワーク II	2
社 会 福 祉 概 論 II	2
手 話 ・ 点 字	1
生 活 援 助 技 術 I	1
生 活 援 助 技 術 II	1
生 活 援 助 技 術 III	1
生活援助技術IV(栄養・調理)	2
生活援助技術IV(栄養・調理実習)	2
生活援助技術V(被服及び住居)	2
生活援助技術V(被服及び住居実習)	1
介 護 過 程 I	1
介 護 過 程 II	1
介 護 過 程 III	1
介 護 福 祉 特 講 I	2
介 護 福 祉 特 講 II	2
介 護 実 習 指 導 I	1
介 護 実 習 指 導 II	1
介 護 実 習 指 導 III	2
介 護 実 習 I	2
介 護 実 習 II	4
介 護 実 習 III	5
発達と老化の理解 I	2
発達と老化の理解 II	2
認知症の理解 I	2
認知症の理解 II	2
障 害 の 理 解 I	2
障 害 の 理 解 II	2
医 学 一 般	2
こころとからだのしくみ I	2
こころとからだのしくみ II	2
こころとからだのしくみ III	2
医 療 的 ケ ア I	2
医 療 的 ケ ア II	2
医療的ケアIII(演習含む)	1

別表第23（第8条関係）

保育士に関する科目
〔福祉社会学部(児童学科)〕

授 業 科 目	単位
保 育 原 理	2
教 育 原 理 I	2
子 ども 家 庭 福 祉 I	2
社 会 福 祉	2
相 談 援 助	2
社 会 的 養 護 I	2
保 育 者 論	2
発 達 心 理 学 I	2
発 達 心 理 学 II	2
子 ども の 保 健 I a	2
子 ども の 保 健 I b	2
子 ども の 保 健 II	1
子 ども の 食 と 栄 養	2
子 育 て 支 援 論	2
保 育 課 程 論	2
保育指導法特別研究	2
保育指導法(健康)	2
保育指導法(表現 I)	2
保育指導法(表現 II)	2
乳 児 保 育	2
障 が い 児 保 育	2
社 会 的 養 護 内 容	2
保 育 相 談	2
図 画 工 作	2
体 育	2
ピ ア ノ I	1
音 楽 入 門	2
保 育 実 習 I	4
保 育 実 習 指 導 I	2
保 育 実 践 演 習	2
教 育 原 理 II	2
社 会 的 養 護 II	2
子 ども 家 庭 福 祉 II	2
障 が い 者 福 祉	2
教 育 心 理 学	2
発 達 臨 床 心 理	2
臨 床 心 理 学	2
精 神 保 健	2
保育指導法(言葉)	2
保育指導法(環境)	2
保育指導法(人間関係)	2
ピ ア ノ II	1
ピ ア ノ 伴 奏 法	1
保 育 実 習 II	2
保 育 実 習 III	2
保 育 実 習 指 導 II	1
保 育 実 習 指 導 III	1
子 ども の 人 権 と 福 祉	2
子 ども の 育 ち と 文 化	2
基 礎 実 習	1
保 育 基 礎 実 習	1

別表第24（第8条関係）

レクリエーション・インストラクターに関する科目
〔福祉社会学部(児童学科)〕
(平成28年3月31日削除)

別表第25（第8条関係）
学芸員に関する科目
〔国際文化学部(国際文化学科)〕

授 業 科 目	単位
生涯学習概論	2
博物館概論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2
博物館資料保存論	2
博物館展示論	2
博物館教育論	2
博物館情報・メディア論	2
博物館実習1	2
博物館実習2	1
先史・原史文化論	2
日本文化史	2
比較考古学	2
考古学概論	2
考古学研究法	2
認知考古学	2
生命科学	2

別表第26（第8条関係）
日本語教員に関する科目
〔国際文化学部(国際文化学科)〕

授 業 科 目	単位
日本語教育入門	2
日本語学概論Ⅰ	2
日本語学概論Ⅱ	2
日本語学特論Ⅰ	2
日本語学特論Ⅱ	2
日本語学特論Ⅲ	2
日本語史	2
日本語と日本文化	2
日本事情	2
言語学入門	2
日中比較言語学	2
英語学概論	2
日本語教授法Ⅰ	2
日本語教授法Ⅱ	2
日本語演習	2
日本語教育教材・教具論	2
日本語教育実習	2

別表第27（第8条関係）
日本語特別プログラムに関する科目
〔学部共通〕

授 業 科 目	単位
日本語入門Ⅰ	2
日本語入門Ⅱ	2
初級日本語Ⅰ	2
初級日本語Ⅱ	2
中級日本語Ⅰ	2
中級日本語Ⅱ	2
上級日本語Ⅰ	2
上級日本語Ⅱ	2
日本語講読	2
日本語作文	2
日本語教育入門	2
日本語と日本文化	2
留学生のための日本事情Ⅰ	2
留学生のための日本事情Ⅱ	2
日本語学概論Ⅰ	2
日本語学概論Ⅱ	2
日本語史	2
日本文化史	2
日本文学概論	2

別表第28（第8条関係）

国際ビジネスとグローバル

英語プログラムに関する科目

〔学部共通〕

授 業 科 目	単位
地 域 か ら 世 界 へ	2
海外インターンシップ	3
Global Economy and Business	2
ビ ジ ネ ス 英 語	2
Cross-Cultural Activities in English	2
英 語 海 外 研 修	2
英 文 読 解 の 技 法	2
T O E I C ・ T O E F L 対 策	2
コミュニケーションのための英文法	2
英 会 話 I	2
英 会 話 II	2
実 用 英 語 I	2
実 用 英 語 II	2
英語中級オーラル・スキルズ I	2
英語中級オーラル・スキルズ II	2
英語中級ライティング・スキルズ	2
和英翻訳ワークショップ	2
英語プレゼンテーション・スキルズ	2